

「令和 4 年台風第 15 号災害静岡県義援金」募集要綱

社会福祉法人静岡県共同募金会

1 趣旨

令和 4 年 9 月 23 日からの台風第 15 号により、静岡県内各地で発生した浸水被害・土砂災害に対して 23 市町（静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、清水町、長泉町、吉田町、川根本町、森町）に災害救助法が適用されました。

静岡県共同募金会（以下「本会」という。）では、静岡県及び日本赤十字社静岡県支部と調整の上、この災害により被災された方々を支援することを目的に義援金を募集します。

2 義援金の名称

令和 4 年台風第 15 号災害静岡県義援金

3 受付期間

令和 4 年 9 月 27 日（火）から令和 4 年 12 月 28 日（水）まで

4 義援金の受け入れ口座

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00190-1-421602	しずおかけんきょうどうぼきん かいたいふうだい 15 ごうさいがいぎえんきん 静岡県共同募金会台風第 15 号災害義援金
ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局の窓口での振込手数料は無料 「料金免除口座への寄付金（義援金）の払込み」とお伝えください。		

※上記以外の金融機関からの振込や A T M等を利用する場合、振込手数料がかかります。

※ゆうちょ銀行の「振替払込請求書兼受領書」は、領収書の代わりとして「免税証明書」となります。

5 義援金の配分

本会に寄せられた義援金は、静岡県が設置する義援金募集・配分委員会において配分が決定され、被災市町を通して被災者へ配分されます。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制上の優遇措置の対象となります。

確定申告に際しては、ゆうちょ銀行窓口で受け取られる「振替払込請求書兼受領書」に本募集要綱を添えてご提出ください。

【該当する税制優遇措置】

- ・ 所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び同法地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

- 7 その他
救援物資・物品は取り扱いません。
- 8 この要綱は、令和 4 年 9 月 27 日から施行します。

【問合せ先】

社会福祉法人静岡県共同募金会
〒420-0856 静岡市葵区駿府町 1 番 70 号
電話 054-254-5212 FAX054-254-6400
E-mail : 22@shizuoka-akaihane.or.jp